

○本庄市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

平成24年3月23日

告示第86号

改正 平成25年12月24日告示第440号

改正 平成28年8月15日告示第306号

(趣旨)

第1条 この要領は、本庄市建設工事請負契約約款（平成28年7月15日市長決裁）第10条第3項の規定に基づき、現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和を行う場合についての取扱いを定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事完成通知書の受理後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(4) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める工事)

第3条 本庄市が発注した工事で、本庄市内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有する者が受注した工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事については、1人の者が合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

(1) 1件当たりの当初請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事である場合は7,000万円未満）の工事

(2) 発注者が工事の特性から現場代理人の兼務を認めることが適当であると判断した工事

(兼務する工事現場の施工管理)

第4条 現場代理人を兼務する場合は、施工に当たり必要に応じて代行者を配置するなど、工事現場の安全管理、住民対応等に配慮し、兼務する双方の工事の監督職員と常に連絡が取れる体制を確保するとともに、兼務期間中は、兼務が承認されたいずれかの現場に常駐しなければならない。

(兼務の手続)

第5条 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合には、現場代理人の兼務承

認申請書（別記様式）により発注者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により申請があった場合は、当該工事の主管課の長は、必要に応じ既に現場代理人として常駐している工事の主管課の長に意見を求め、兼務の承認又は不承認を判断するものとする。
- 3 発注者は、兼務の承認又は不承認が判断されたときは、速やかに受注者に対し通知するものとする。
- 4 第1項の規定による申請内容に虚偽があった場合には、発注者は、当該兼務の承認を取り消すことができる。
- 5 連絡体制の不備等により兼務に支障があると認められた場合には、発注者は、当該兼務の承認を取り消すことができる。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年12月24日告示第440号）

この告示は、公示の日から施行する。

#### 附 則（平成28年8月15日告示第306号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。